こ 未 第　946 号
令和７年 11 月 28 日

各市町子ども・子育て支援制度担当課長　様

静岡県健康福祉部こども若者局こども未来課長

処遇改善等加算Ⅱ（区分３）に係る研修修了要件の一部改正について（通知）

このことについて、こども家庭庁及び文部科学省から新規発出された「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分３）に係る研修修了要件について」（令和７年９月 16 日付けこ成基 202、７初幼教第４号）（以下、「国通知」という。）により定められた研修修了要件に基づき、静岡県（以下、「県」という。）における取扱いの一部を別紙のとおり改正しましたので、通知します。

ついては、内容について十分に御了知の上、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所あてに周知をお願いします。

なお、指定都市及び特定市町※1に所在する施設・事業者については、当該各市町において加算の認定が行われるため、別途通知する内容を除き、本取扱いからは除外します。

※１　特定市町とは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和７年４月 11 日付けこ成保 296、７文科初第 250 号）（以下、「処遇改善等加算通知」という。）」第３の１（１）に定める県知事の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町をいう。

記

１　保育所及び地域型保育事業所における取扱い

別紙１　「静岡県における処遇改善等加算（区分３）に係る研修取扱要領（保育所及び地域型保育事業所）」

別紙１別添１「保育所等における園内研修について」

２　幼稚園及び認定こども園（全類型）における取扱い

別紙２　「静岡県における処遇改善等加算（区分３）に係る研修取扱要領（幼稚園及び認定こども園（全類型））」

別紙２別添１「幼稚園等における園内研修について」

担　　当　こども未来課保育・教育班
電話番号　０５４－２２１－３７５８